

川内原子力発電所対策調査特別委員会記録

○開催日時

平成25年7月1日 午前9時58分～午前10時52分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（9人）

委員長 橋 口 博 文
副委員長 川 添 公 貴
委 員 上 野 一 誠
委 員 井 上 勝 博
委 員 佃 昌 樹

委 員 福 元 光 一
委 員 中 島 由美子
委 員 成 川 幸太郎
委 員 森 満 晃

○欠席委員（1人）

委 員 帯 田 裕 達

○その他の議員

議 員 杉 菌 道 朗
議 員 持 原 秀 行

議 員 谷 津 由 尚
議 員 下 園 政 喜

○説明のための出席者

危機管理監 新 屋 義 文
防災安全課長 新 盛 和 久

原子力安全対策室長 遠 矢 一 星

○事務局職員

事務局 長 田 上 正 洋
議事調査課長 道 場 益 男

議事グループ長 瀬戸口 健 一
議事グループ専門員 久 米 道 秋

○審査事件

- ・ 陳情第6号 川内原発再稼働反対と3号機増設白紙撤回を求める陳情書
 - ・ 陳情第7号 すべての原発から直ちに撤退することを決断し、川内原発1・2号機など原発の再稼働を行わないよう求める意見書を政府に提出することを求める陳情書
-

△開 会

○委員長（橋口博文）ただいまから、川内原子力発電所対策調査特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により、審査を進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）御異議ありませんので、お手元に配付してあります審査日程により、審査を進めます。

ここで、3名から傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

なお、会議の途中で追加の申し出がある場合にも、委員長において、随時許可いたします。

ここで、参考人招致の件について申し上げます。

去る5月23日の委員会において、陳情第1号の審査にかかわる九州電力の参考人招致を決定しましたが、6月12日の本会議において、陳情第1号の取り下げが承認され、また、6月25日に新たな陳情が本委員会に付託されたことから、改めて、後ほど参考人招致の件を御協議いただくこととしておりますので、よろしく願いいたします。

△陳情第6号—陳情第7号

○委員長（橋口博文）それでは、陳情第6号川内原発再稼働反対と3号機増設白紙撤回を求める陳情書及び陳情第7号、すべての原発から直ちに撤退することを決断し、川内原発1・2号機など原発の再稼働を行わないよう求める意見書を政府に提出することを求める陳情書の陳情2件を一括議題といたします。

ここで、陳情文書表を書記に朗読させます。

（朗読内容は省略、巻末に陳情文書表を添付）

△陳情の取扱い

○委員長（橋口博文）それでは、本陳情2件の取り扱いについて、協議したいと思います。

ただいまの朗読のとおり、本陳情2件には、川内原子力発電所の再稼働申請の内容や川内原子力発電所周辺の活断層に対する評価、また、新規制基準の内容等について記載があります。

そこで、まずは、これらの内容について確認する必要がある、あわせて、陳情者の意見も確認する必要があると考えております。

したがって、本陳情2件については、継続審査とすることとし、参考人として、陳情者、九州電力、原子力規制庁を招致したいという考えであります。

ついで、委員の皆様から何か御意見はありますか。

○委員（井上勝博）陳情6号には、地震調査研究推進本部のことが書かれてありまして、この研究推進本部の議事録の中に、九州電力の調査が非常に不十分であるという評価がされているわけです。

よって、研究推進本部からの参考人もできないかということです。

それからもう一つは、この議事録です。これは非公開になっていて、情報公開でないと手に入れないようですけども、議事録を入手していただけないかということです。

それから、この九州電力のデータをもとにして、この研究推進本部が評価を行っているわけですが、そのままこのデータも公開するように、当局を通じて九州電力に要請していただきたいということです。

3点お願いします。

○委員長（橋口博文）ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午前10時18分休憩

~~~~~

午前10時21分開議

~~~~~

○委員長（橋口博文）ここで、本会議に返します。

ただいま説明があったことについての資料の配付を当局はできますか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）どの部分の資料になりますか。

○委員長（橋口博文）今説明されたことについての、その内容。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）断層の九州電力のデータになるのでしょうか。それとも、地震・津波に関する保安院での議事録になるのでしょうか。

○委員長（橋口博文）今ですよ。説明していただいた、井上委員の。それを報告ができるかということです。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 今、説明しました中で、公開されている分の資料については御準備できると思います。

○委員長（橋口博文） よろしく願いしておきます。

○委員（井上勝博） 研究推進本部の参考人招致については、ぜひお願いしたいと思います。

それから、データなんですけども、ホームページで公開されていると言いますが、専門家の方が見ているのですが、非常に不鮮明なんです。生のデータを公開してほしいということをお願いしたいと思います。

それから、議事録については構わないのですか。提出していただくということでもいいのでしょうか。ちょっとその辺確認したいのですけど。

○委員長（橋口博文） 協議会に切りかえます。

~~~~~

午前10時23分休憩

~~~~~

午前10時32分開議

~~~~~

○委員長（橋口博文） ここで、本会議に返します。

○委員（佃 昌樹） 福島第一原発以降、住民や国民の原発に対する考え方というのは、ぐると変わったと、そういうふうに思ってますし、今後のエネルギー政策のあり方についても極めてシビアな問題になってきていると。ただ、今、自民党が前のめりでいろいろ言っているのは事実ですけど、果たしてそれがどうなっていくのかもまだ混沌としている状況になっています。

そこで、今回、この陳情が出されて、私も幾つか聞きたいわけです。聞くときに、例えば例をとって、地震だったら地震について、九州電力が、中越沖地震からバックチェックによって地震の評価をして、そして、原子力安全保安院に提出をした。ストレステストになっても、それが大きく変わったとは言えません。したがって、政府の地震調査委員会、ここがやっぱり不自然だというような評価もしているわけで、せんだって県議会で、九州電力は九州電力なりに答弁をしております。そのことは、県議会ですから県議会でやればいいことであって、我々はまた別個に、市民の立場としてやらないといかんで、市民の立場からいろんなことを聞くということになります、やっぱ

り、九州電力にはきちっとした確認をしておきたいと思うんです。

九州電力に確認したことについて、双方、やっぱり国の評価のあり方についてもきちんとしておきたい。双方聞いた上で判断をしていかなければ、中途半端な判断になってしまうのじゃないかなと思います。

そういった意味で、今回の参考人招致については、話の中では、陳情者の参考人招致、それから、九州電力の参考人招致、それから、国の原子力にかかわる地震調査研究推進本部、分科会として地震調査委員会というのがあるみたいですが、そのところのその機関の参考人招致といったことが行われないという、判断のしようがないんです。

だからぜひ、大事なことです。ここまでは原子力政策が不信感を持たれている中ですので、やっぱり、きちんとした対応を私たちはしていかなきゃなんと思っていますので、ぜひ、この参考人招致については、早急に実現をさせていただきたいと思います。

ぜひ、よろしくお願いします。

○委員長（橋口博文） ほかにありませんか。

○委員（福元光一） 今、参考人招致のお話が出ているんですけど、先ほど上野委員からもありましたが、冒頭、委員長が継続審査ということで言われたんですけど、それとこの参考人招致とどういうふうにつり合いが取れていくのですかね。

○委員長（橋口博文） 後でも出てきますけれども、九州電力とか、あるいは質問者の方々、そして規制委員会、そういう方を招致をしていただいて、皆さんからいろいろ説明を受けながら質問を返してもらって、最終的な判断をしてもらわないといかんという、そういうふうには考えているわけです。

○委員（福元光一） そうしたら、冒頭に言われた継続審査というのは、やはり、委員長、撤回されたほうがいいのじゃないですかね。そうしないと、継続審査やったら、もう冒頭でこの陳情に関しては、継続審査ということをやれば、もう結果が先に出て、今、参考人招致とかいろいろあるんですけど、結果は継続審査になっているんですけど、参考人招致というか、聞けば、言葉は悪いかもしれませんが、焼け石に水のような感じになってきているんですけど、やはり、そのところをはっきりしてからしないと、この陳情に対しての

意見を言えないですね。

○委員長（橋口博文） 継続しておる中で、そして、そういう招致をしていく中で勉強してもらわなければならないし、最終的には、この陳情者の方々も招致していただいて、そして、中身について、皆さんからいろいろ考えがあると思いますので、聞いたり、あるいは九州電力であっても、今出たその地震の問題とか、規制委員会が出していることや、そういうのも連携をしておって、最終的には、陳情者のことをいつかは採決をしていかないといかんわけですから、そのことを勉強していく中で、継続していつて委員会を開いて進めていこうかなという、そういう考えを持ってもらったものですから、まあ皆さんが、そういう、継続審査ということは後で決めるべきだと委員からも出ましたので、ここで一応、それじゃ、継続審査ということで皆さんに発表しましたけれども、ここで取り消しをして、今から、それでは、どのようにして皆さんが採決に向けての勉強会を進めていくかということについて、これから意見を出していただきたいと思います。

○委員（福元光一） わかりました。

そしたら、今、井上委員、佃委員からも参考人招致、いろんな意見が出ておりますから、やはり、自分がしっかりとこの委員会でもんでいきたいという考えがあつてのことですから、やはり、招致は招致で、そういう意見があつた場合は取り上げていつて、私はいいのじゃないかと思うのですけど。

○委員（井上勝博） 私、先ほどちょっと発言の中で、継続審査をもう前提にお話ししてしまいましたので、継続審査をしていただきたい。その上で、先ほどの参考人と生データと議事録の入手をしていただきたいということです。

○委員長（橋口博文） その議事録と、今、井上委員が言われたことに、文書は出しがなつてすかね。

ここで、継続することに……。

○委員（上野一誠） 今ちょっと整理しますが、今度の5日の本会議において、やっぱり、この会期内に付託を受けたわけですので、おっしゃるとおり、これについての取り扱いを最終本会議で報告をするという、委員会の方向性を報告されるというふうに思いますので、そういう意味では、今後でもですけど、取り扱いについては、最後に委

員の皆さんに諮ってもらったほうが、委員としては、委員の立場もない、委員長がぱっとやられると、もう議論の場もないし、やっぱり取り扱いは最後に諮っていただきたいと思います。

佃委員のほうから、いろいろ参考人の具体的な名前も出ましたが、先の委員会でも申し上げておる、私もおりましたけども、今、そのような方向で、鋭意、正副委員長のほうで、いろいろ参考人招致についての意見も出ましたので、尊重していただいて、とりあえずは活断層等についても九電の考え方もあるでしょうし、そして、その中でまた、いろんな推進本部の考え方もあるかもしれません。

それで、規制委員会もしっかりと国が示したそういう指針を、やっぱりこの議会で説明をいただくように、ひとつ参考人として来ていただいて、国もやっぱり、しっかり明確な説明をしていただくということを一応要望しておきたいと思います。

○委員長（橋口博文） それでは、ここで本陳情2件の取り扱いについて、お諮りします。

本陳情2件については、継続審査とすることで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（橋口博文） 御異議ありませんので、本陳情2件については、継続審査とすることに決定いたしましたので、議長に申し出ます。

次に、参考人招致について、お諮りします。

本陳情2件の審査に当たっては、陳情者である鳥原良子氏と井上森雄氏、九州電力、原子力規制庁、地震調査委員会を参考人として招致することで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（橋口博文） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

あわせて、地震調査研究推進本部の議事録を情報公開するよう要望がありましたが、そのようにすることでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（橋口博文） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

○委員（井上勝博） もう一つ加えていただきたいのが、九州電力がこの研究推進本部に提供した生データの資料が、膨大なものだと思いますので、閲覧できるように公開してほしいということを当局から九州電力に要請していただきたいと思います。

○委員長（橋口博文）今、井上委員が言われた、生データを出してくれという要望ですが、それはできますか。

○危機管理監（新屋義文）データの関係ですけれども、生データがどういうものなのかというのを承知いたしておりませんので、例えば、その参考人招致のときに、そういったデータがないのかどうか、また準備できないのかということについては、九州電力のほうに照会してみたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○委員（佃 昌樹）原子力規制委員会に申請するときのデータですよ。

○危機管理監（新屋義文）そのレベルの、いわば申請するという部分でのデータということであれば、照会もしくは協力ができると思います。

以上です。

○委員（井上勝博）研究推進本部が、「最もひどいのは地表面にまで断層変位が及んでいるにもかかわらず、断層の存在を無視していることである。他の図に関しても、解釈には問題点が多数あるので、九州電力が示した断層図及び解釈図は非常に疑わしいと言わざるを得ない」、この九州電力が示した断層図及び解釈図ということを私は要求したので、それが含まれていれば問題ないのですが、含まれてなければ、きちっとこれは、生のデータを提出していただくようお願いしたいということです。

○委員長（橋口博文）御異議がありませんので、そのように決定いたしました。

なお、参考人を招致する時期や九州電力と原子力規制庁の人選については、調整が必要となりますので、正副委員長に御一任いただくということで御了承願います。

△閉会中の委員派遣

○委員長（橋口博文）また、前回の委員会において、川内原子力発電所の現地視察について御協議をいただきました。

本陳情2件の審査に当たっては、新たに設置された安全対策の設備を視察する必要があるかと思いますので、川内原子力発電所の現地視察を行っていきたいと考えております。

については、委員派遣の手続を正副委員長に御一任いただきたいと思いますので、そのように取り扱うことに御異議ありませんか。

○委員（井上勝博）ちょっと念を入れたいのですが、先ほど参考人をあれだけ呼ばれるわけですので、これはもう本当に、時間をたっぷり取っていただきたい。そして、別の日に現地視察はしていただきたいと思うのですが、それはよろしいのでしょうか。

○委員長（橋口博文）それはまた、検討してやっていきたいと思います。

については、委員派遣の手続を正副委員長に御一任いただきたいと思いますので、そのように取り扱うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

それでは、本日の陳情審査はここまでとし、閉会中においては、参考人招致のための委員会と現地視察を開催したいと思います。

なお、日程については、調整の上、連絡いたします。

△閉 会

○委員長（橋口博文）それでは、以上で、川内原子力発電所対策調査特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

【卷末資料】

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳情第 6 号	受理年月日	平成25年 5 月 29日
件 名	川内原発再稼働反対と3号機増設白紙撤回を求める陳情		
陳 情 者	薩摩川内市田海町11番地65 川内原発建設反対連絡協議会 会長 鳥原 良子		
要 旨			
国の原子力規制委員会は、設計、シビアアクシデント対策、地震・津波対策の三つの新基準骨子案を2月6日に公表し、2月末集約のパブリックコメントを反映させた上で、規制条文案を作成し、再度5月のパブリックコメントを反映させ、7月に公布・施行する予定である。施行後、原子力規制委員会は、原子力発電所の安全審査を始めることになっている。 川内原発の安全評価に関して、原発立地市民として憂慮すべき点が数々あることを見逃すわけにはいかない。まず、事故時の対策本部となる免震重要棟が設置されておらず、90平方メートルの代替施設で数百人規模の過酷事故対応は機能不全に陥ると予測される。 政府の地震調査研究推進本部は、本年2月1日、川内原子力発電所近辺の活断層評価を大幅に見直す調査結果を出している。これは、2009年に九州電力が提出したものを再評価したものであるが、研究推進本部は「もっともひどいのは地表面（海底面）にまで断層変位が及んでいるにもかかわらず、断層の存在を無視していることである。他の図に関しても、解釈には問題点が多数あるので、九州電力が示した断層図及び解釈図は非常に疑わしいと言わざるを得ない」と酷評している。新たな活断層評価に基づく地震規模も、川内原発近辺においてマグニチュード7.5以上の地震の発生を指摘している。 さらに、新基準で電力会社は、原発から160キロメートル圏内の火山活動の影響を想定することも義務付けられる。全国全ての原発160キロメートル圏内に火山が1箇所はある。その中でも川内原発160キロメートル圏内には10を超える火山があり、その上、大規模噴火の可能性のある火山として始良カルデラなどが挙げられ、火砕流だけでなく火山灰による送電網やフィルターの機能不全で、非常用ディーゼル発電機が作動しない危険性があり、対策強化の必要性を火山学の専門家は訴えている。川内原発を再稼働させることで、住民を過酷事故に巻き込む可能性が高まることは必至である。 さらに、過酷事故対応は、福島第一原発事故からも分かるように、住民保護の観点では国も電力会社も全くなす術がなかった。情報開示は遅れ、避難の方向を誤らせ、甲状腺がん等を予防できる安定ヨウ素剤の配布もできなかった。国の法令では、放射線量の濃度が1時間当たり0.6マイクロシーベルト以上のところは、放射線管理区域と定められ、そこで使用した衣服や道具は、放射線物質の拡散を防ぐため、外部への持ち出しは禁止となり、厳重に管理され、労働基準法では、18歳以下はその放射線管理区域内での労働が禁止されている。つまり、若者をそういう状況下においてはいけないという法律があるにもかかわらず、現在、18歳以下を1時間当たり0.6マイクロシーベルト以上の地域に住ませるという無謀なことを、政府は平気でやっている。また、本年4月の福島第一原発の使用済み核燃料プールのネズミによる電源喪失事故でも明らかになったように、現在も東京電力の情報開示の遅れ、使用済み核燃料プールの安全管理上の問題点が大きく浮き彫りになった。こういったことを照らし合わせると、九州電力が過酷事故に陥った場合、東京電力の原発事故対応以上を私たちが望むことは、相当難しいと考えられる。最大なる事故対策は、原発を廃炉にすることしかない。 稼働すればするほど使用済み核燃料が溜まり続ける原発は、その安全対策においては、いくらお金と労力を投じてでも十分に対応できない危険性が何万年も生じてしまう。稼働するメリットは、危険性と引き換えの原発関連の交付金や寄付金、固定資産税、関連会社などの関連利益である。住民の命と自然という財産を守り、このふるさとに住み続けたいという住民の願いに沿うためには、再稼働を止め、速やかなる原発の廃炉の決断が、安心安全のまちづくりへの早道と考える。廃炉による雇用拡大、再生可能エネルギーの推進、自然を生かした観光の推進と拡大などで、まちづくりに希望が湧く。			

また、九州電力は、国へ川内原発3号機増設に係る設置許可申請中で、2013（平成25）年度着工、2019（平成31）年度運転開始を目指していたが、2011年「原発震災」が発生し、現在それは凍結されている。東京電力福島第一原発事故による未曾有の放射性物質の放出により、多くの農・林・水産業等従事者は放射能汚染被害と原発事故による様々な影響に苦しめられており、その上、放射能汚染を避けるため、いまだに16万人もの人々が故郷をやむなく離れる生活を強いられている。

原発事故から2年たった今も事故の収束は、全く目途がたっていないどころか、東京電力や政府関係者は、事故内容の隠蔽や、軽微に見せることなどを計り、国民は今回の事故で、政府や電力会社による情報公開と住民対応の在り方に強い不信感を持ち続けている。これまでの国や電力会社の「多重防護」による安全は誇大広告であり、原発の「安全神話」は脆くも崩壊した。国民の電力会社と政府への信頼が失墜している中、「因果関係ははっきりしない」という文言で住民に対して責任回避とも思われる対応が始まっている。原発被災者の健康のみならず、第一次産業等に関する影響に対しても十分な対応はとられていない。チェルノブイリ原発事故から27年経った現在もなお、原発から30キロメートル圏外の住民、とりわけ子どもらに放射能汚染による影響が生じていることなどから推測すると、これから福島県内を中心に、原発事故による健康被害や第一次産業などへの影響は、ますます大きくなるに違いない。日本は、チェルノブイリ原発事故を教訓に住民への健康に関する様々な対策を早く立てるべきであるが、うまくとっていないとはいえない。原発事故被害の重大さと甚大な経済的損失は、人類が原子力（核）をコントロールできず、核と共存できないことを、今、改めて示している。

よって、貴議会が川内原発増設計画を白紙撤回することは、住民を守る立場で市政の将来を考えるなら、当然とるべき選択であると考えている。九州電力が強調する電力供給の安定については、九州電力自身の自主的な省エネ、節電の強化、他電力への転換等で、問題は生じないと私たちは確信できる。さらに今、安全性や核拡散、高レベル放射性廃棄物の最終処分の不透明さなど多くの問題を抱える原子力発電中心の電力政策から、大気・大海・大地・生き物に優しい再生可能エネルギー政策に転換し、地域分散型小規模発電ネットワークづくりを強化推進することが、多くの住民から求められている。命そのものだけでなく、体の免疫を低下させる健康被害等や将来における経済負担という様々なリスクを更に増やしてまで、国や電力会社そして自治体が原子力発電を進める理由は全くないと私たちは考える。

ついでに、将来もこの薩摩川内市に住み続けたい、あるいは住んでほしいと願う市民や子孫のために、放射能汚染に脅えない市政を心から望み、下記について検討していただくよう陳情する。

記

- 1 川内原発1・2号機の再稼働に反対すること。
- 2 手続を凍結している川内原発3号機増設計画への同意を白紙撤回すること。

受 理 番 号	陳情第 7 号	受理年月日	平成25年 6 月13日
件 名	すべての原発から直ちに撤退することを決断し、川内原発1・2号機など原発の再稼働を行わないよう求める意見書を政府に提出することを求める陳情書		
陳 情 者	薩摩川内市平佐町2973番地1 原発ゼロをめざす鹿児島県民の会 筆頭代表委員 井上 森雄		
要 旨			
1 東京電力福島第一原子力発電所の事故から2年余り、「収束」とは程遠い事故の真ただ中にある。1・2・3号機のメルトダウンした核燃料を冷やすために大量の送水が行われているが、ずさんな設計のために汚染水漏れという大事故を引き起こした。巨大な放射能を含む大量の汚染水が外部に流失する危機的状況の瀬戸際に陥っているのが、福島第一原発の現状である。 2 15万人余りの人々が、今なお、先の見えない避難生活を強いられ、福島に残る人々とともに生活と健康が脅かされている。この2年余りの経験は、原発と人類は共存できないことを示した。政府は「収束宣言」を誤りと認め、きっぱりと撤回し、即時原発ゼロの政治決断を行うべきである。 その上に立って、東京電力と国は、収束と廃炉、除染と賠償を徹底的に行っていく責任を果たさなければならない。 3 7月の「規制基準」施行を受けて、柏崎刈羽、泊、伊方、高浜、玄海、そして川内原発の再稼働が狙われている。しかし、事故の原因、また、地震・津波の際、どういう経過を経て原発が壊れたか、経過すら分かっていない。現状は、事故が収束すらしていない——事故の収束すらできない政府が、どうして再稼働などやるのが許されるだろうか。 世界有数の地震国であり、世界で1、2の津波国——日本列島のどこにも大地震、大津波の危険性のない「安全な土地」と呼べる場所はない。 4 原発推進に固執する人々に、「自然エネルギーは供給が不安定」という議論がある。しかし、原発こそ不安定だということを、2年前に経験したはずである。再生可能エネルギー（自然エネルギー）は、普及が進めば進むほど安定する。多様なエネルギー——風力、太陽熱、地熱、小水力、バイオマスを組み合わせれば安定する。 南九州を始め日本は、多様で豊かな自然エネルギーの宝庫である。原発の40倍にのぼる巨大な潜在力を生かし、自然エネルギー大国・日本に切り替えるときである。 以上の趣旨に基づき、下記について政府に意見書を提出されるよう陳情する。 記 1 日本政府がすべての原発から撤退する決断を行うこと。 2 川内原発1・2号機を始めすべての原発の再稼働は行わないこと。			

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会川内原子力発電所対策調査特別委員会
委員長 橋 口 博 文